

Q1 防犯パトロール隊を作るには何人くらい集めなければならないの？

A 人数に制限はありません。5人でも10人でも結構です。できることから始めると、活動を続けることが大切です。

Q2 負担が大変ではないの？

A 参加者が多ければ、当然、個人の負担は減ります。人数やメンバーの都合に応じた無理のない計画を立てれば大丈夫です。

Q3 防犯パトロール隊を結成したら、警察や行政機関への届出は必要なの？

A 届き出す義務はありませんが、警察や行政機関などと連携することで、効果的な活動ができます。警察からは、地域安全情報の提供を受けたり、パトロールのポイントについて指導を受けたりすることができ、市町村等からは助成を受けられる場合もあります。

Q4 パトロールは屋間も必要なの？

A 犯罪は24時間発生しています。ひったくり、子どもへの声掛け事案、空き巣などは、屋間の時間にも多く発生しています。屋間のパトロールも犯罪抑止に大変有効です。

Q5 危険はないの？

A 犯人を捕まえようとか危険な事をしなければ、大丈夫です。不審者(車両)を発見したときなどは、無理に何かしようとせず、警察に通報してください。事件・事故を目撃した際も110番通報してください。また、夕方から夜間は、反射テープを活用するなどして、交通事故に十分気を付けてください。



第1章

青色防犯パトロール活動までの手続

1 青色防犯パトロール(青パト)とは

- ① 「青色回転灯」を装備した自動車のことを「青パト」と言っています。
- ② 「青パト」の自動車検査証には「自主防犯活動用自動車」と表記されます。
- ③ 地域住民、団体等による自主防犯パトロールの効果を高めるために、平成16年12月1日から運用を開始しています。



2 青色防犯パトロールを始めるには

管轄の警察署に、まず相談してください。

① 警察への相談と証明の申請



② 審査

警察において、「青色防犯パトロールを適正に行うことができるか」などの要件を審査します。



③ 証明書等の交付

適正に行うことができると認定した団体には、「証明書」、「標章」、「パトロール実施者証」を交付します。



④ 自動車検査証の変更

警察の証明書を持参して、運輸支局等において、証明発行日から15日以内に自動車検査証の記載事項変更を行ってください。



⑤ 青色回転灯の装備等

「青色回転灯」の装備、「標章」の掲示を行い、「パトロール実施者証」を携行しましょう。



⑥ パトロールの開始



3 青色防犯パトロール団体の要件

団体が次のいずれかに該当すること

- ① 県又は市町村
- ② 県知事、警察本部長、警察署長及び市町村長のいずれかから防犯活動の委嘱を受けた団体又は委嘱を受けた者により構成される団体
- ③ 地域安全活動を目的に設立された法人、特定非営利活動法人、市町村長の認可を受けた地縁による団体
- ④ ①から③と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
- ⑤ ①から④のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

かつ

継続的な防犯パトロールが実施できること。

※ 原則として、週1回以上の活動が必要です。

かつ

パトロール中に予想される事案に適切に対応できること。

※ 原則として、警察が行う「青色防犯パトロール講習」を受講して、青パト活動に必要な知識を身につけてください。

かつ

定められた方法で防犯パトロールが実施できること。

※ 次ページの定められたルールを遵守してください。

4 青色防犯パトロールのルール

- ① 青色回転灯は、自動車の屋根に1個又は1体のみの装備とすること。
- ② 青色回転灯は、基準に適合する回転式の構造のものとする(点滅式は不可。)
- ③ 青色回転灯を点灯させての運行(以下「青パト運行」という。)は、防犯パトロールに限ること。
- ④ 青パト運行中は、車体に「団体の名称」と「防犯パトロール中」であることを明確に表示すること。
- ⑤ 青パト運行中は、警察本部長から交付される「標章」を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- ⑥ パトロールの実施者は、警察本部長から交付される「パトロール実施者証」を携行すること。
- ⑦ 青パト運行を実施する地域については、警察本部長が特別に認められた場合以外は、証明書に記載された地域に限ること。

5 証明が取り消される場合

- ① 自動車での自主防犯パトロールを停止したとき。
- ② 証明の申請内容に虚偽があったとき。
- ③ 青色防犯パトロールを行うために必要な要件を満たす団体がなくなったとき。
- ④ 継続的な防犯パトロールが行われていないと認められるとき(原則、週1回以上の活動が必要。)
- ⑤ 活動実施者が必要な青パトの講習を受講しないとき(青パト講習受講後、概ね3年が経過するまでの間に再度受講してください。)
- ⑥ 他の業務を兼ねて青パト運行をしたとき(通勤や配達等を兼ねたパトロールは認められません。)
- ⑦ パトロール中に違法行為を行うなど、青色防犯パトロールのルールに違反したとき。

注意
しましょう!

証明の取消しは、個々の構成員ではなく、団体(代表者)に対してなされるので、証明が取り消されると、全ての構成員が活動できなくなります。

第2章 パトロール活動

1 パトロールの目的

- ① 地域のみなさんの防犯に対する関心を高める。
- ② 犯罪・事故等の被害を未然に防止する。
- ③ 防犯パトロールに参加することで地域の連帯感を醸成する。
- ④ 地域の犯罪抑止機能を向上させる。

2 パトロールの着眼点

パトロール活動の参考にしましょう！

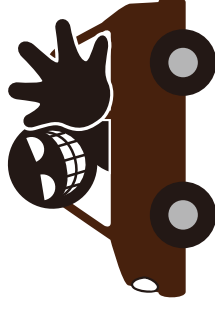
不審者

- きよろきよろして落ち着きがない。
- 同じ場所を行ったり来たりしている。
- 夏なのに厚着をしている。(又はその逆)
- 人の目を避けるように行動している。
- 子ども、女性や高齢者の後をつけている。
- マスク、サングラスなどで顔を隠している。



自動車,オートバイ

- 汚れた車や県外ナンバー
- 長時間同じ場所に駐車・停車している。
- ナンバーを隠している。



自転車

- 体格に合わない自転車に乗っている。
- 錠が壊れている,ライトが点いていない。



公園,住宅街,学校周辺

- 子どもの後をついて行く人はいないか。
- 長時間徘徊している不審者はいないか。



商業施設,駐輪場

- マスクで顔を隠す等の不審者はいないか。
- 多数の自転車を触っている人はいないか。



「連絡シート」を作成して情報を共有しましょう！

不審者情報連絡シート	P 36
不審車両情報連絡シート	P 37

3 パトロールの服装・携行品等

服装

- 子どもが見ても「パトロール中」とわかる服装で行いましょう。
～ 帽子, ジャンパー, 腕章, タスキ等。
- 夜間に活動を行う際は, 目立つ服装にしましょう。
～ 夜光チョッキ等

携行品

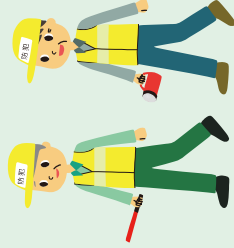
携行品をチェック!



①	活動マニユアル
②	メモ帳・筆記具
③	タスキ・腕章
④	携帯電話・スマートフォン
⑤	防犯ブザー・笛
⑥	懐中電灯(夜間)

パトロールの人数

- 急訴事案の対応や警察への通報など適切な対応がとれるように, 2人以上の乗車に心掛けましょう。
- 防犯パトロール中は, 車両に少なくとも1人以上, 「パトロール実施者証」を持っている方が乗車してください。



4 パトロールの実施時間・場所

- パトロールは, 犯罪が多発している時間帯や場所を重点的に選定して行うと効果的です。
- 警察署は, パトロールに必要な情報を積極的に提供します。最寄りの警察署との連携に努めてください。
- 鹿児島県警察のウェブサイトにも犯罪情報等が掲載されていますので活用してください。

<パトロールコースの例>

- 空き巣等の侵入窃盗事件が発生している住宅街
- 子供の通学路や公園等
- 不審者の出没地域
- ひったくりや乗り物盗が発生している地域

※ 「乗り物盗」とは, 自動車盗, オートバイ盗や自転車盗の総称です。

事故やケガに気をつけてパトロールをお願いします。

